

みやぎ税務会計事務所通信

《 2019年6月 》



税務の話題

環境のためにも考えたいリユース！ その時の所得もあわせて考えてみましょう！

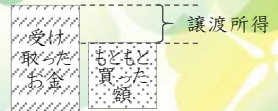
クローゼットを開けて、ふと「もう使わないけれど、捨てるのはもったいない…」と思うことはありませんか。そこで、近頃よく耳にする洋服や生活用品の売買。最近では、インターネット上で、個人でも簡単にできるようになっているようです。使ったことのある方、“売れて良かった！” “ちょっとしたお小遣い♪”だけで終わっていませんか。そう、お金が入ってくる＝収入がある＝…………え？税金…！？「そんなこと考えてなかった！」方も、この機会にぜひ！おさえておきましょう。

《覚えておこう！その1》

生活に使うモノ(資産)を売ったときのプラスは
⇒⇒⇒ 所得税法では「譲渡所得」といいます！



カンタンにいうとこんなイメージ⇒
そもそも「販売目的」の



資産を売った場合は、「事業所得」もしくは「雑所得」です。

《覚えておこう！その2》

「譲渡所得」でも課税されないモノがある！ ⇒⇒⇒ “生活に通常必要な動産”は非課税！

つまり！日常使っていたものを売った場合、基本的には課税されません。ただし、高額(30万円超)な貴金属や生活に通常必要でない動産(レジャー用の自動車など)は、「譲渡所得」として申告が必要な場合があります。



《覚えておこう！その3》

こんなときはどうなる？実例でおさえましょう！

Q: 着なくなった洋服をインターネット上で販売した。
A: 「生活に必要な動産」なので、譲渡所得は非課税。他の所得などでも確定申告義務のない場合は、確定申告不要。(お小遣い♪)

Q: 使わなくなったネックレス(35万円で購入)をインターネット上で販売した。
A: 30万円超の貴金属は、非課税とされる動産とはならない。＝譲渡所得(総合課税)です。



もうワンポイント！
総合課税の譲渡所得には「特別控除額」が50万円あります。＝50万円までの所得には課税されません。損失は、他の総合課税の譲渡所得と通算できます。

Q: 営利目的のハンドメイド商品をインターネット上で販売した。
A: 「営利(販売)目的」なので、事業所得又は雑所得に該当。会社員の方でも専業主婦の方でも、他の所得や所得控除などの状況により、確定申告が必要な場合があります。

消費税増税後の「ポイント還元制度」 ＜キャッシュレス・消費者還元事業＞

制度のご紹介

何かと話題の多い、消費税増税(2019年10月予定)。それに伴い実施される、キャッシュレス決済の「ポイント還元制度」。一般消費者の方向けの事業をされている方にとっては、今回ばかりは「知らなかった！」では済まされなさそうです。



この事業は、事前に「参加する加盟店」として登録する必要があります。また、その登録は、決済事業者さまを通して、行うことになっています。既にキャッシュレス決済を導入されている方は、お取引のある決済事業者さまへご確認ください。

一度、専用サイトをご確認いただくことをお勧めいたします。(これからご検討される方もご覧ください！)

(中小・小規模事業者のみなさま)
<https://cashless.go.jp/franchise/index.html>